

奈良市公告第225号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 奈良市立富雄南こども園等ハイブリッド給食調理業務
- (2) 履行場所 奈良市立富雄南こども園
奈良市立左京こども園
奈良市立都跡こども園
奈良市立青和こども園
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当するものとします。

- (1) 令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(Z) その他」の「(6) 給食業務」として登録されている者であること。
- (2) 令和5年4月1日から申請日までの間で、本市、他の官公庁（公社、公団を含む。）又は学校法人・社会福祉法人において幼児食又は学校給食の提供に関する業務を2回以上受託し、かつこれらを誠実に履行したもの又はこれに準ずる実績を有する者であること。
- (3) 令和4年4月1日から申請日までの間で、給食提供業務において食中毒による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和6年7月3日（水）から令和6年7月29日（月）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市子ども未来部保育総務課
(奈良市ホームページからもダウンロードすることができます。)

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、「質問書」に記載の上、次に従い、書面又は電子メールにより提出してください。「質問書」以外の書類によるものは受け付けません。

ア 受付期間 令和6年7月3日（水）から令和6年7月18日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部保育総務課

電話 0742-34-5493

E-mail hoikusoumu@city.nara.lg.jp

ウ 持参又は電子メールにより提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。持参の場合、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年7月16日（火）午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定です。

5 入札参加申請

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書（2件以上。当該施設における営業許可証の写しを添付すること。）

ウ 食中毒による営業停止等の処分に関する誓約書

(2) 入札参加申請方法

令和6年7月3日（水）から令和6年7月18日（木）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市子ども未来部保育総務課に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年7月22日（月）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できません。

6 入開札の場所及び日時

奈良市役所中央棟3階 入札室

令和6年7月29日（月） 午後1時30分

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、奈良市契約規則第4条第2項第2号の規定に基づき免除します。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法

持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業

者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

ウ 入札書に記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ク 入札書の日付が入開札日でない入札

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入・歳出予算の当該金額の減額または削除があった場合、奈良市はこの契約を変更し、または解除できるものとします。

(2) その他の詳細は、入札者心得によります。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(4) 入札に関する問い合わせ先

奈良市子ども未来部保育総務課 増田

電話 0742-34-5493